

平成27年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成27年9月7日 午前10時00分 開会
午前11時35分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	総合政策企画監	本 田 知 之
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部部長	土 谷 宏 巖	都市整備部理事	木 村 喜 哉
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司	代表監査委員	柴 田 修

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子		

6. 会議録署名議員 3番 川 村 優 子 11番 阿 古 和 彦

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 報第5号 平成26年度葛城市継続費精算報告書の報告について
- 日程第4 報第6号 平成26年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報第7号 平成26年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第6 認第1号 平成26年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第7 認第2号 平成26年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第3号 平成26年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第4号 平成26年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第5号 平成26年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第6号 平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第7号 平成26年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第8号 平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第14 認第9号 平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第15 認第10号 平成26年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議第51号 葛城市公民館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議第52号 葛城市老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第18 議第53号 葛城市集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議第54号 葛城市農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第20 議第55号 葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定について
- 日程第21 議第56号 葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議第57号 葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第58号 葛城市職員の再任用に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第24 議第59号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第25 議第60号 葛城市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第26 議第61号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第27 議第62号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第28 議第63号 平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第29 議第64号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、平成27年第3回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、平成27年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、9月に入りましたが、相変わらず厳しい残暑が続いております。議員各位におかれましては体調に十分留意をいただき、本定例会も議会運営が円滑に進行できますよう、格段のご協力をお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

初めに、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第29までの27議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

また、教育委員会教育長より「教育に関する事務の点検及び評価報告書」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付し、ご報告といたします。

次に、7月13日から15日にかけて実施いたしました総務建設常任委員会視察研修及び7月28日から30日にかけて実施いたしました厚生文教常任委員会視察研修の結果報告書が、各常任委員長より議長宛てに提出されております。報告書はお手元に配付いたしておりますので、その概要についてそれぞれ報告願います。

まず、総務建設常任委員会視察研修の結果を報告願います。

8番、西井覚君。

西井総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、総務建設常任委員会視察研修の結果についてご報告いたします。

去る7月13日、14日、15日の3日間、本常任委員会視察研修として富山県射水市、富山市及び長野県佐久市へそれぞれ視察研修を行いましたので、その内容についてご報告いたします。

第1日目は、富山県射水市において、耕作放棄地解消に向けた農地の貸し借りをテーマに視察研修を受けました。射水市の農地の集約化は富山県内でも進んでおり、その集積方法については、集落営農組織を法人化させて取り組んでいるとの説明を受けました。また、耕作放棄地解消対策といたしましては、地域の農地は地域で守り、新たな耕作放棄地は発生させない、そのような強い理念を持って取り組んでいるとの説明を受けました。この集落営農組織を法人化して地域の農業を守り、発展させる手法については、葛城市においても大いに参考になる事例であると感じました。

第2日目は、富山市が取り組まれているコンパクトシティについて視察研修を受けました。富山市は、まちづくりの理念を路面列車、LRTによる公共交通を軸とした、拠点集中型の

コンパクトなまちづくりとして取り組まれており、葛城市においても、現在、地域公共交通をバス路線網により再構築しようとしているところで、公共交通を軸にコンパクトな都市計画については共通するものがあると認識しました。

その後、長野県に移動して、佐久市においてはIターンによる就農された方の経験談をもとに、農業者への支援について視察研修を受けました。現在、葛城市においても大和かつらぎ就農塾を開講していますが、この佐久市の先進的な事例は大いに参考になる事例と感じました。

最終日は、帰路の途中にある塩尻市の小坂田公園道の駅を自主研修し、駅長と意見交換を行いました。

今回の視察研修において見聞させていただきましたことにつきましては、今後の葛城市のまちづくりに役立ててまいりたいと思います。

以上をもちまして、平成27年度総務建設常任委員会視察研修の報告といたします。

下村議長 次に、厚生文教常任委員会視察研修の結果を報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡厚生文教常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、厚生文教常任委員会視察研修の結果についてご報告をいたします。

去る7月28日、29日、30日の3日間、本常任委員会視察研修として富山県氷見市、小矢部市及び石川県かほく市、金沢市へそれぞれ視察研修を行いました。その内容についてご報告をさせていただきます。

まず1日目は、富山県氷見市におきまして、ごみの減量化の取り組みについて、高岡広域エコ・クリーンセンターにて現状の説明と分別収集について取り組んで、減量化目標に対する評価などを伺いました。

また、今回の研修予定項目にはなかったのですが、氷見市長さんのご厚意により、学校施設を利活用した庁舎として、氷見市役所は全国的にも注目されている、その役所内を見学させていただきました。従来の固定観念をなくして、市民と市職員との協働による庁舎のレイアウトなど、随所に反映されており、今後の自治体経営に対する考え方を再認識させていただくよい機会となりました。

2日目は、石川県かほく市におきまして、学校給食における食育推進について、地元産米や野菜、根菜類など、給食食材への地産地消率を重視した食育推進の現状を聞き、9月から稼働しております本市の学校給食センターにおける地産地消の取り組みについて、大いに参考となりました。

次に、富山県小矢部市におきましては、認知症あんしんネットによる認知症地域支援体制の推進について、高齢者社会の課題となっております認知症対策について、地域支援体制の構築を詳細に説明いただきました。

3日目最終日は、石川県金沢市におきまして、金沢市スポーツ推進計画と総合型地域スポーツクラブの推進について、スポーツ基本法の施行とスポーツ基本計画の策定に伴い、金沢市ではスポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目

指しており、総合型地域スポーツクラブの育成を生涯スポーツ社会実現のための重要な施策として位置づけ、平成17年に策定されました金沢市民スポーツ振興計画の成果目標として、設立を推進されているとのことをございました。

これらの先進地事例を学び、今後の本市の各事業、また各事業の推進、行政サービスの拡充に向け、役立ててまいりたいと思います。

以上をもちまして、平成27年度厚生文教常任委員会視察研修の報告といたします。

下村議長 最後に、今回提出されました意見書案等につきましては、既に配付いたしております4件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

山下市長。

山下市長 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第3回葛城市議会定例会の招集をご依頼いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろは市民の皆様方の福祉向上のためにご活躍をいただいておりますことに対しまして、敬意を表し、また感謝を申し上げる次第でございます。

先ほど、両委員長の方から議会研修のご報告がございました。私も厚生文教常任委員会にご同行させていただきまして、富山県の氷見市の方にご同行させていただいたわけでございますけれども、その折、実は氷見市には二上山という山があるということを教えていただきました。大伴家持が向こうに赴任をしたときに、いろいろと万葉集を編んだというような形で、二上山があると。これを機に、いろいろと交流等もしていこうじゃないかというようなお話もさせていただいたわけでございます。一言、ご披露ということでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をいただく案件につきまして、報告案件が3件、認定案件が10件、議決案件が14件の合わせて27件でございます。各案件を提案する際に、その内容につきましてはご説明を申し上げますので、皆様方、よろしくご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

下村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、川村優子君、11番、阿古和彦君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法等について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議会運営委員長 それでは、平成27年第3回葛城市議会定例会開会に当たり、去る8月28日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、報第5号から日程第5、報第7号までの3議案につきましては報告案件でございます。報第5号議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみ行います。

日程第4、報第6号及び日程第5、報第7号の2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、法の規定により一括質疑のみ行います。

続きまして、日程第6、認第1号から日程第15、認第10号までの決算認定10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会より4名ずつ選出をされた8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第16、議第51号から日程第21、議第56号までの指定管理者の指定6議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、議第51号、議第52号、議第53号、議第54号及び議第55号につきましては厚生文教常任委員会に、議第56号につきましては総務建設常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第22、議第57号から日程第25、議第60号までの条例改正4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、議第57号、議第58号及び議第60号については総務建設常任委員会に、議第59号につきましては厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

次に、日程第26、議第61号から日程第29、議第64号までの補正予算4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、議第61号の一般会計補正につきましては、それぞれの関係部分を所管の各常任委員会に分割付託し、審査をお願いいたします。議第62号、議第63号及び議第64号については厚生文教常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

なお、今回提出をされております議員提出議案につきましては、定例会最終日に議案を配付し、付託議案の審査の終了後、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日9月7日から9月29日までの23日間とし、9日午前10時より本会議を開会し、一般質問を行います。10日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。11日午前9時30分より総務建設常任委員会を開催願います。14日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開会願います。16日、17日、18日の3日間につきましては、いずれも午前9時30分より決算特別委員会を開催願います。24日、25日及び28日は予備日とし、9月29日午前10時より本会議を開会し、初めに、

会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況をそれぞれの委員長より報告を願います。その後、各委員会に付託をされた議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願ひ、質疑、討論の後、採決まで行ひ、先ほど申し上げました、議員提出議案の審議を行います。

会議日程及び会期は以上でございます。

次に、意見書案等につきましては、お手元に配付のとおり、4件の提出がございました。所管においてご協議を願ひ、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内とさせていただきます。

以上で報告といたします。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

下村議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日7日から29日までの23日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日7日から29日までの23日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、報第5号、平成26年度葛城市継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。本件につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました報第5号、平成26年度葛城市継続費精算報告書の報告につきまして、提案理由を申し上げます。

本報告につきましては、平成25年度、平成26年度の2カ年事業として継続費を設定し、事業を進めてまいりました着地型旅行商品創出支援事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件については法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

日程第4、報第6号、平成26年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第5、報第7号、平成26年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について、以上、報告案件2件を一括議題といたします。

本件につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました報第6号及び報第7号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、報第6号、平成26年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率であり、各地方公共団体は、この健全化判断比率により、健全段階、早期健全段階、財政再生段階の3つの段階に区分され、早期健全段階や財政再生段階になった場合には財政健全化を図ることとなります。

それでは、本市の健全化判断比率についてご説明させていただきます。

1つ目の比率であります実質赤字比率。この比率は一般会計等、すなわち本市におきましては一般会計、学校給食特別会計、住宅新築資金等貸付金特別会計、霊苑事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。葛城市の場合、実質収支は黒字であり、実質赤字額はございません。

2つ目の比率である連結実質赤字比率。この比率は一般会計等及び公営事業会計の全会計、すなわち一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。葛城市の場合、一般会計、特別会計、水道事業会計の実質的な収支は黒字。資金不足は発生しておらず、結果、この連結実質赤字額につきましてもございません。

3つ目の比率である実質公債費比率。この比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、平成24年度、平成25年度、平成26年度の3カ年平均で6.5%であり、これは早期健全化基準である25%をかなり下回っております。

4つ目の比率である将来負担比率。この比率は一般会計、特別会計、水道事業会計、土地開発公社、本市が加入している一部事務組合、広域連合等をも含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、60.1%であり、これは早期健全化基準である350.0%を大きく下回っております。

このように、平成26年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりもかなり下回った比率であり、健全段階と判断されるわけでございます。なお、財政運営につきましては、新市建設計画に基づく大規模事業の執行に伴う市債の発行や公債費の状況を踏まえた中で、引き続き歳入確保、歳出削減に向けた取り組み

みが必要であると考えます。

次に、報第7号、平成26年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、下水道事業特別会計の資金不足比率につきましては、平成26年度葛城市下水道事業特別会計決算における歳入歳出差引額は146万4,966円と黒字になっておりまして、資金不足は発生いたしておりません。しかしながら、歳入におきましては一般会計から9億9,200万円の繰り入れをいたしておりますので、今後も水洗化率の向上に努めるとともに、下水道使用料金の確保、効率的な維持管理を行い、下水道事業の経営健全化に努めてまいります。

また、水道事業会計の資金不足比率につきましては、県水の受水費等の未払い金を含む流動負債等1億5,487万3,247円に対しまして、現金預金等の流動資産は23億7,089万7,709円でございます。流動資産が流動負債額を上回っておりますので資金不足は発生いたしておりません。しかしながら、今後は老朽施設の耐震工事等、改良補修に多額の費用を要する時期を迎える中、今まで以上に事業の効率化に努めて取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

下村議長 次に、監査委員より、報第6号及び報第7号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、柴田修君。

柴田代表監査委員 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから平成26年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査の審査結果について報告をいたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。

審査の概要及び意見については、お手元に配付しております意見書のとおりであります。

審査の結果は、市長から提出された財政健全化及び経営健全化の健全化を判断する関係書類について、適正に作成されているものと認めました。

葛城市においては、健全化判断比率に係る実質公債費率や将来負担比率などの4項目の指標、そして公営企業の資金不足比率の指標、いずれの数値も早期健全化基準判断比率並びに経営健全化基準を大幅に下回っており、県下においても極めて健全な財政状況であります。

新市建設計画による本格的な事業が始まっている中で、財政を取り巻く環境が厳しくなると思われま。行政改革を積極的に推進され、より一層の効率的な組織運営と事務事業の点検、見直しを行うなど、徹底した経費の節減、合理化に努めるとともに、自主財源の確保を図っていただき、引き続きより健全な財政運営を行ってほしいと望むものであります。

以上をもって、財政健全化及び経営健全化審査の結果を報告いたします。

葛城市監査委員、柴田修。同じく西川弥三郎。

以上でございます。

下村議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本件につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましても法の規定により報告のみでございますので、ご了承お願いいたします。

次に、日程第6、認第1号から日程第15、認第10号までの決算認定10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、認第1号、平成26年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は164億6,067万6,600円で、予算現額に対する収入率は76.9%でございます。また、歳出決算額は156億1,617万5,137円で、予算現額に対する執行率は73%となっております。歳入歳出差引残額は8億4,450万1,463円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億3,148万9,013円を差し引いた実質収支額は6億1,301万2,450円でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては6億3,050万6,000円の増額となっております。平成26年度末の現在高は57億1,142万4,000円となっております。

次に、認第2号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は41億8,473万4,437円で、予算現額に対する収入率は96.8%でございます。また、歳出決算額は41億3,368万5,759円で、予算現額に対する執行率は95.6%となっております。歳入歳出差引残額は5,104万8,678円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては1,000円の増額となっております。平成26年度末の現在高は52万3,000円となっております。

次に、認第3号、平成26年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入決算額は22億2,717万3,408円で、予算現額に対する収入率は98.8%でございます。また、歳出決算額は22億2,487万7,339円で、予算現額に対する執行率は98.7%となっております。歳入歳出差引残額は229万6,069円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては5,623万円の減額となっております。平成26年度末の現在高は2,967万円となっております。

次に、介護サービス事業勘定では歳入歳出決算額はともに2,487万3,015円で、予算現額に対する収入支出の執行率はともに88.2%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号、平成26年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は14億5,268万6,385円で、予算現額に対する収入率は95.3%でございます。また、歳出決算額は14億5,122万1,419円で、予算現額に対する執行率は95.2%となっております。歳入歳出差引残額は146万4,966円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第5号、平成26年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は16億5,273万2,214円で、予算現額に対する収入率は98.5%でございます。また、歳出決算額は16億5,248万4,316円で、予算現額に対する執行率は98.4%となっております。歳入歳出差引残額は24万7,898円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号、平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は136万6,915円で、予算現額に対する収入率は99.8%でございます。また、歳出決算額は135万9,119円で、予算現額に対する執行率は99.2%となっております。歳入歳出差引残額は7,796円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号、平成26年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は1,402万4,773円で、予算現額に対する収入率は98.8%でございます。また、歳出決算額は1,284万9,034円で、予算現額に対する執行率は90.5%となっております。歳入歳出差引残額は117万5,739円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては640万3,000円の増額となっております、平成26年度末の現在高は2億3,179万5,000円となっております。

次に、認第8号、平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,515万7,039円で、予算現額に対する収入支出の執行率はともに88.7%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第9号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は3億1,845万9,160円で、予算現額に対する収入率は97.9%でございます。また、歳出決算額は3億1,817万6,060円で、予算現額に対する執行率は97.8%となっております。歳入歳出差引残額は28万3,100円で、実質収支額も同額でございます。

最後に、認第10号、平成26年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては7億8,577万6,452円で、予算現額に対する収入率は93.0%でございます。一方、水道事業費用は6億5,843万7,390円で、予算現額に対する執行率は93.9%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は1億979万5,168円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は772万8,956円で、予算現額に対する収入率は386.4%でございます。一方、支出額は3億1,198万9,885円で、予算現額に対する執行率は92.6%となっております。この資本的収支における3億426万929円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 次に、監査委員より認第1号から認第10号まで、以上10議案の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、柴田修君。

柴田代表監査委員 それでは、ただいまから平成26年度葛城市一般会計、各特別会計並びに水道事業

会計の決算審査の結果について報告をいたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要及び意見については、お手元に配付いたしております意見書のとおりであります。

審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類等に基づき、関係帳簿と照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況について比較検討し、あわせて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び付属書類は、関係書類の規定に準拠して作成されており、関係帳簿、その他証拠書類と照合、点検したところ、計数は正確であると認め、執行状況についても、おおむね適正であると認めました。

しかし、以下に述べる点につきまして、検討を要する課題として、今後、必要かつ適切な措置を講じるようお願いいたします。

1、公共施設のファシリティマネジメントについて。

将来において市が保有する公共施設の維持管理にかかる費用について、現在ファシリティマネジメント検討委員会にて協議されているが、財政面における影響を考慮して、各施設の整備方針等を示され、早急な実施をお願いしたいものであります。

2、公共バスの運行について。

現在、葛城市地域交通活性化協議会において、従来の公共バスにかわり、市内の公共施設、スーパー、病院等を循環する小型バス及びミニバスの運行が計画されているところでありますが、市民にとってよりよい、一層便利で身近な移動手段が一日も早く実現されるよう取り組んでいただきたいと思います。

3、繰越明許費について。

本市の主要事業の執行において、多額な繰越明許費が発生している。会計制度上、認められているが、やむなく繰越しされた事業については、会計年度独立の原則に基づき、早急に完了されることを強く求める次第であります。

4、公共用地の管理について。

普通財産である市道、農道等の管理については、瑕疵による事故が発生しないように定期的なパトロールを行っていただき、適正な管理をお願いしたい。

5、市税の確保及び収入未済額の早期収納について。

平成26年度市税現年度分の収納率は、対前年度比で0.13%伸びており、収納の努力による結果であります。これにつきましては高く評価ができますが、収入額が5,394万円の減額となっている。市税の確保に向けて、より一層の努力をお願いしたいものであります。

次に、滞納繰越分については、税の公平性の観点から、時効の中断処置、差し押さえ等の適正な処置を適切かつ迅速、速やかに講じ、早期収納に努めていただきたいと思います。

6、各種特別会計について。

国民健康保険、介護保険、高齢者医療保険の各特別会計については、市全体の決算額の大きな割合を占めており、今後も高齢化の伸びにより、医療費や介護費の増加が認められると

思います。特に、介護保険特別会計における各種介護給付金の審査支払については、国保連合会にて適正な基準により審査が行われているところではありますが、真にサービスを要するとされる方々には必要なサービスが提供されるよう、より一層のチェックを厳正に審査され、介護給付費の適正化に努めていただきたい。

7、水道事業会計について。

水道事業会計については、今後、大口需要の使用が見込めない中、万全の経営計画のもとに給水確保、収益の確保に努めていただき、漏水の防止等に努力され、有収率の向上を更に図るとともに、未収金の対策については厳正かつ適正な処理を行い、収納率の向上により、より安定した財政基盤の堅持をお願いするとともに、更に経費の節減、事業の効率化を図るとともに、水道事業本来の使命である安全で良質な水の安定供給に努められるよう望みます。

8、総括であります。

現在、国内の景気は、都市部は緩やかに回復基調が続いていると言われておりますが、本市においては逆に市税が若干の減少となっており、地方交付税等の増加により、経常一般財源が前年度とほぼ同額で推移いたしておる状態であります。しかし、一方では医療費を初め扶助費、各会計の繰出金、新市建設計画に伴う事業等の執行により、財政を取り巻く環境は厳しい状況が続いているものと考えられます。

このような内外の厳しい社会経済状況のもとにあつて、本市では子どもたちを初め高齢者の方々まで、市民が安心して暮らされるまちづくりのために、各施策を推進していかねばなりません。これまで、事務事業の合理化、組織機構の再編、定員管理と給与の適正化及び経費の節減、合理化、財政健全化に向け、全庁で取り組まれているところであります。さらに、この審査の結果を踏まえて、より一層効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行い、経費全般については徹底した削減、合理化に努められますよう強く要望いたします。将来を展望した計画的な行政運営を推進しつつ、複雑かつ多様な市民ニーズに適切に対応し、最小の経費で最大の効果を上げることができるよう取り組まれて、公正で透明な行政運営に努められますよう望むものであります。加えて、市民の健康と福祉増進に一層の努力を願うものであります。

以上をもちまして、審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、柴田修。同じく西川弥三郎。

以上でございます。よろしく願いいたします。

下村議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本10議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。ただいま議題となっております認第1号から認第10号までの10議案については、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号から認第10号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時20分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長に朝岡佐一郎君、同じく副委員長、岡本吉司君。以上でございます。

次に、日程第16、議第51号から日程第21、議第56号までの指定管理者の指定6議案を一括議題といたします。

本6議案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第51号から議第56号までの6議案につきまして、一括して提案理由説明を申し上げます。

最初に、議第51号、葛城市公民館の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、葛城市公民館条例に記載された地区公民館2館、分館25館、地域コミュニティセンター21館の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に、議第52号、葛城市老人憩の家の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、南今市老人憩の家及び兵家老人憩の家の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に、議第53号、葛城市集落センターの指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、竹内集落センター、太田集落センター、大畑集落センター、木戸集落センターの指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に、議第54号、葛城市農事集会所の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、葛城市山田集会所及び葛城市笛吹集会所の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に、議第55号、葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、葛城市寺口ふれあい集会所の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

以上、提案をいたしました5議案につきましては、地域住民が施設を管理運営することで地域コミュニティの醸成に資するため、当該地域の運営委員会、または自治会を引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。指定期間は、いずれも平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間で予定いたしております。

最後に、議第56号、葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、葛城市農畜産物処理加工施設「郷土食當麻の家」の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で満了することに伴いまして、県内でも優秀な管理運営実績がございます、株式会社農業法人當麻の家を引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間で予定いたしております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本6議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第51号、議第52号、議第53号、議第54号及び議第55号の5議案につきましては厚生文教常任委員会に、議第56号議案につきましては総務建設常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第22、議第57号から日程第25、議第60号までの条例の改正4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第57号から議第60号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第57号、葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が平成25年5月31日に公布されたことに伴い、施行日別に2段階に分けて、本条例の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、個人番号を含む個人情報を特定個人情報と、また、業務上作成し、取得した特定個人情報を保有特定個人情報と、また、情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報の記録を情報提供等記録と定義づけ、特定個人情報の取扱い者である本市が遵守すべき収集、利用、提

供の制限等や、特定個人情報に係る開示、訂正、利用停止等について、また、情報提供等記録に係る訂正の請求に関する規定を設ける改正などを行うものでございます。本年10月5日から施行するもののほか、法の施行の日に合わせて施行するものでございます。

最初に、議第58号、葛城市職員の再任用に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、共済年金が厚生年金へ一元化されることに伴い、本条例の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、本条例附則第2項において特定警察職員等を規定する地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号が削られ、当該規定が厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号に新たに規定されたことに伴いまして、引用法律を改正するものでございます。本年10月1日から施行するものでございます。

次に、議第59号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、マイナンバー法等が交付されたことに伴い、施行日別に2段階に分けて、本条例の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、第1条では、本年10月から個人番号通知カードの交付が開始されることから、当該通知カードの再交付手数料の額を新たに規定するものでございます。第2条では、平成28年1月から、現在交付しております住民基本台帳カードにかわり、個人番号カードの交付が開始されることから、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料の規定を削り、個人番号カードの再交付手数料の額を新たに規定するものでございます。本年10月5日及び平成28年1月1日から施行するものでございます。

最後に、議第60号、葛城市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、消防団員の定員を115名から130人に改正するものでございます。改正内容につきましては、女性ならではの視点を生かし、地域に密着した消防団活動を推進するため、新たに12人の女性消防団員を募集し、また、優秀な団員の確保を図るため、3人の男性消防団員を増員するものでございます。本年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本4議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第57号、議第58号及び議第60号の3議案につきましては総務建設常任委員会に、議第59号議案につきましては厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第26、議第61号から日程第29、議第64号までの補正予算4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第61号から議第64号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第61号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,782万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億2,563万7,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、総務費ではふるさと応援寄附報償費、衛生費では脳ドック検診助成金、農林商工費では東室池漏水に係る工事請負費、消防費では消防施設整備事業補助金、教育費では新庄北小学校附属幼稚園増築工事に係る設計業務委託料等の追加、及び土木費では下水道事業特別会計への繰出金の減額等の補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、議第62号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,740万円とするものでございます。補正内容につきましては、一般被保険者保険税還付金の追加でございます。

次に、議第63号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては保険事業勘定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ795万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,825万3,000円とするものでございます。補正内容につきましては、前年度決算によるものでございまして、歳入につきましては、支払基金交付金の前年度分の追加及び繰越金の追加でございます。歳出につきましては、諸支出金における償還金の追加でございます。

最後に、議第64号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、下水道事業の歳入のみの補正でございまして、歳入歳出予算の総額は増減ございません。補正内容につきましては、公共下水道事業債の追加に伴うもので、一般会計繰入金で660万円を減額し、市債として同額の660万円を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本4議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第61号議案につきましては、各常任委員会に関係部分をそれぞれ分割付託し、審査願います。議第62号、議第63号及び議第64号の3議案につきまし

ては厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり9日、10日、29日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、11日午前9時30分から総務建設常任委員会、14日午前9時30分から厚生文教常任委員会、16日、17日、18日それぞれ午前9時30分から決算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願います。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時35分